

2020年4月7日

〒531-0076

大阪市北区大淀中一丁目1番88号

梅田スカイビル タワーイースト

積水ハウス株式会社

代表取締役 阿部 俊則 殿

株主

上記株主代理人

弁護士 平井 孝典

弁護士 高瀬 則之

(上記株主及び代理人の表示等は後記
「株主・代理人目録」記載のとおり)

事前質問状 (第69回定時株主総会について)

前略

当職らは、積水ハウス株式会社（以下「貴社」といいます。）の議決権を有する株主である上記株主（以下「質問株主」といいます。）の代理人として、貴社に対し、以下のとおり通知します。

質問株主は、2020年4月23日に開催される貴社の第69回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、下記の事項について質問しますので、本総会においてご説明ください。

本総会には、質問株主本人が出席します。

なお、本書は、内容証明郵便であって、他の書類を同封できないため、当職らの代理権限を証する書面は、別便にて送付します。

本件に関するご連絡は、当職ら宛にお願いします。

草々

記

(注) 下記はいずれも、本総会の「第3号議案 取締役12名選任の件」（会社提案の議案）及び「第8号議案 取締役11名選任の件」（株主提案の議案）の当否を検討するために必要ないし有益な事項であることから、説明を求めるものです。

【質問事項（説明を求める事項）】

1. 貴社は、取締役会規則において、取締役会の議長を「稻垣士郎取締役」、招集権者を「阿部俊則取締役」と、役職名でなく「個人名」で規定しているとのことである。

この規定を設けた時期及び理由、並びに現在もこの規定を存置している理由を説明されたい。

なお、議長と招集権者を分離するには、「取締役会長」や「取締役社長」のように、「役職名」で規定すれば十分であるし、そう規定するのが通例であると思料する。

2. 前項の取締役会規則の規定によれば、稻垣士郎氏及び阿部俊則氏は、「代表取締役の70歳定年制」により代表取締役を定年退任した後であっても、それぞれ取締役の地位にある限り、取締役会の議長及び招集権者となるのか。

3. 貴社が導入した「代表取締役の70歳定年制」によれば、70歳に達した者は、具体的にいつ、いかなる事由によって、代表取締役を退任するのか。「70歳の誕生日に辞任により退任する」等、具体的に説明されたい。

4. 貴社は、個人株主からの「2018年1月24日の人事・報酬諮問委員会において、阿部会長の解職が相当という決議がされましたか。」という質問（2020年1月24日付）に対し、「人事・報酬諮問委員会は、議事を非公開」としていることを理由に、審議の結果について回答を拒否した（2020年2月6日付貴社の回答）。なお、この質問と回答は、「SAVE SEKISUI HOUSE」というウェブサイト（<https://ja.savesekisuihouse.com/qa>）に掲載されている。

一方、貴社は、2020年3月5日付「株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」において、「人事・報酬諮問委員会における審議においても、全会一致で本株主提案の11名の候補者全員に反対の意見が表明されております。」として、その審議の結果を公開している。

これらを踏まえて質問する。貴社が、「人事・報酬諮問委員会」における審議に関する事項の公開について、上記のように一貫性のない言動をとっている理由を説明されたい。また、公開する場合としない場合の基準の有無、基準がある場合にはその内容を説明されたい。

5. 貴社は、2018年1月24日付「代表取締役の異動に関するお知らせ」にて、和田勇氏が代表取締役及び会長を退任し、阿部俊則氏が代表取締役会長に、稻垣士郎氏が代表取締役副会長に、仲井嘉浩氏が代表取締役社長に、それぞれ就任する旨の異動を発表し、その理由を「世代交代」を図るためである等と説明した。

しかし、貴社の2018年3月6日付「当社取締役会の議事に関する報道について」によれば、上記異動が決まった同年1月24日の貴社取締役会において、「阿部社長の代表取締役及び社長職の解職の動議」（理由：分譲マンション用地取引事故に関する

責任の明確化) 及び「和田会長の代表取締役及び会長職の解職の動議」(理由:新しいガバナンス体制の構築)の動議が提出され、前者の動議は否決され、後者の動議について、各取締役の意見の表明等を経た後に、和田取締役より代表取締役及び会長職を辞任する意思が示されたとのことである。

これらを踏まえて質問する。2018年1月24日付「代表取締役の異動に関するお知らせ」において、上記2つもの「代表取締役の解職」動議が審議されたことに一切言及せず、代表取締役の異動の理由を「世代交代」と開示したことは、適切であったと考えるか。適切であったと考える場合、その理由を説明されたい。

本項の質問は、第3号議案において取締役候補者となっている者全員の意見を聴取したうえで、回答されたい。

6. 貴社は、2018年3月6日付「分譲マンション用地の取引事故に関する経緯概要等のご報告」(以下、同取引事故を「地面師事件」という。)記載の「平成30年1月24日付調査報告書」(以下「調査報告書」という。)について未だ全文を公開していないが、公開しないという判断は、貴社の取締役会によりなされたのか、それとも特定の取締役によりによりなされたのか。特定の取締役によりなされた場合、その取締役の氏名を回答されたい。

7. 今後、調査報告書を公開する意向はないのか。公開する意向がない場合、公開しないことが相当であると考える理由を説明されたい。

本項の質問については、第3号議案において取締役候補者となっている者全員の意向を聴取したうえで、回答されたい。

8. 調査報告書によれば、貴社が「偽海老澤との間で、約7億5千万円の分譲マンション売買契約を締結し、その代金を留保していた」とのことである(調査報告書4頁)。

この売買契約とは、貴社が「グランドメゾン江古田の杜」の11室を偽海老澤に売却する内容の契約を指していると思われる。貴社からみて、東京都品川区西五反田の土地建物の売主に当たる偽海老澤が、貴社から「グランドメゾン江古田の杜」を11室も購入するというのは、異常なことである。しかし、調査報告書では、この「分譲マンション売買契約」に関し、上記を超える記述はなく、これがなされた経緯及び理由については、調査が行われていないものと思料する。

以上を踏まえて質問する。今後、第三者委員会等を設置して、上記「分譲マンション売買契約」がなされた経緯及び理由等を調査する意向はないのか。その意向がない場合、調査が不要と考える理由を説明されたい。

本項の質問については、第3号議案において取締役候補者となっている者全員の意向を聴取したうえで、回答されたい。

9. 積水化学工業株式会社(以下「積水化学」という。)は、37,168,727株(所有比率5.38%)もの貴社株式を保有している(2020年1月31日現在)。

一方、貴社も、10,998,000 株（所有比率 2.39%）もの積水化学の株式を保有している（2019年9月30日現在）。

貴社が、積水化学の株式を保有している具体的理由、今後の売却の予定の有無及び内容について説明されたい。

10. 貴社は、本年4月1日頃、株主に対し、本総会に向けてなされた取締役選任議案の株主提案について貴社取締役会が反対の決議をしたこと等を記載した、本年4月吉日付の代表取締役社長仲井氏名義の書簡（以下「本書簡」という。）を送付した。

本書簡の冒頭には、「株主の皆様へ」と記載されているが、同株主提案を行った株主2名には届いていないと聴いている。このことから、貴社は、意図的に一部の株主を除外して、本書簡を送付したものと推察される。

これに関し、次の事項について、説明されたい。

- ① いかなる理由及び必要性に基づき、株主に対し、本書簡を送付したのか。
- ② 本書簡の送付先から一部の株主を除外した理由、除外した株主の選定基準、及び一部の株主を除外したことが株主平等原則に抵触しないと考える理由。
- ③ 本書簡の送付について貴社が費やした費用（文案作成費用、用紙代、印刷代、郵送費等）の額（概算額で構わない）。

以上

株主・代理人目録

1. 株主の表示

住所

氏名

2. 代理人の表示

〒102-0083

東京都千代田区麹町3-2-4 麹町HFビル8階

法律事務所フロンティア・ロー

TEL：03-6256-9400 FAX：03-6256-9401

弁護士 平 井 孝 典（第二東京弁護士会所属）

弁護士 高 瀬 則 之（第二東京弁護士会所属）